



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*27 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政改革課)..... 1

\*28 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (循環型社会推進課)..... 10

\*29 水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (水産振興課)..... 13

### ○ 訓令

\*15 和歌山県農林大学校 (林業研修部及び就農支援センターを除く。)に勤務する職員の勤務時間等に関する規程 (経営支援課)..... 30

## 規 則

### 和歌山県規則第27号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則 (昭和63年和歌山県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
目次 第1章・第2章 略 第3章 地方機関 第1節～第34節 略 第35節 削除  第36節・第37節 略 第4章・第5章 略 附則  (局、課及び班) 第6条 和歌山県部設置に関する条例により設置された次の表に掲げる部に、それぞれ同表に掲げる局及び課を置き、当該課にそれぞれ同表に掲げる班を置く。				目次 第1章・第2章 略 第3章 地方機関 第1節～第34節 略 第35節 南紀白浜空港管理事務所 (第198条一第201条) 第36節・第37節 略 第4章・第5章 略 附則  (局、課及び班) 第6条 和歌山県部設置に関する条例により設置された次の表に掲げる部に、それぞれ同表に掲げる局及び課を置き、当該課にそれぞれ同表に掲げる班を置く。			
部	局	課	班	部	局	課	班
略	略			略	略		
企画部	企画政策局	企画総務課	総務班 計画班 調査調整班 データ活用推進班	企画部	企画政策局	企画総務課	総務班 計画第一班 計画第二班 調査調整班 データ活用推進班
		文化学術課	文化企画班 学術振興班			文化学術課	文化企画班 文化推進班 学術振興

		略	
	略		
略			
農林水産部	農林水産政策局	略	
		農業農村整備課	管理指導班 計画調整班 整備班 防災班
	略		略
	森林・林業局	林業振興課	調整班 計画班 林業担い手班 木材産業班 低コスト林業班
		略	略
略	略		

(課の中に置く室等)  
第7条 前2条に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。

企画総務課	略
文化学術課	国民文化祭・障害者芸術文化祭推進室
環境生活総務課	南紀熊野ジオパークセンター開設準備室
略	

2 前項に掲げるもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の中欄に掲げる室を置き、当該室に同表の右欄に掲げる班を置く。

略		
農林水産総務課	里地・里山振興室	共同活動班
果樹園芸課	略	略
略	略	略

3 略

(会計局)  
第8条 略  
2 会計局に次の表に掲げる課を置き、当該課にそれぞれ同表に掲げる班を置く。

課	班
会計課	総務企画班 審査第一班 審査第二班 決算班

			班
		略	
	略		
略			
農林水産部	農林水産政策局	略	
		農業農村整備課	管理指導班 共同活動班 計画調整班 整備班 防災班
	略		略
	森林・林業局	林業振興課	調整班 計画班 山村資源班 木材産業班 低コスト林業班
		略	略
略	略		

(課の中に置く室等)  
第7条 前2条に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。

企画総務課	略
国際課	世界津波の日高校生サミット推進室
略	

2 前項に掲げるもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の中欄に掲げる室を置き、当該室に同表の右欄に掲げる班を置く。

略		
果樹園芸課	略	略
略	略	略

3 略

(会計局)  
第8条 略  
2 会計局に次の表に掲げる課を置き、当該課にそれぞれ同表に掲げる班を置く。

課	班
会計課	総務班 審査第一班 審査第二班 決算班

略	略
---	---

(企画部各課の任務及び所掌事務)  
 第17条 企画部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。  
 企画総務課 略  
 文化学術課  
 文化学術課は、文化及び学術の振興並びに私立学校の健全な発展を支援することを任務とし、次の事務を所掌する。  
 (1)～(12) 略  
(13) 第36回国民文化祭及び第21回全国障害者芸術・文化祭の開催準備に関すること。  
 (14) 略  
 国際課  
 国際課は、国際交流の促進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。  
 (1)～(14) 略

(15) 略  
 調査統計課～人権施策推進課 略

第18条 略  
 2 地域プロジェクト対策室においては、企画総務課の所掌事務のうち、前条企画総務課の項第13号及び第14号に掲げる事務を所掌する。  
 3 国民文化祭・障害者芸術文化祭推進室においては、文化学術課の所掌事務のうち、前条文化学術課の項第13号に掲げる事務を所掌する。

(環境生活部各課の任務及び所掌事務)  
 第19条 環境生活部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。  
 環境生活総務課  
 環境生活総務課は、環境生活政策の総合調整を行い、良好な環境の創出を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(20) 略  
(21) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)及び和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例(平成31年和歌山県条例第12号)の施行に関すること。

(22)～(24) 略  
 循環型社会推進課・環境管理課 略  
 県民生活課

県民生活課は、県民の消費生活における利益の擁護、県民運動の推進及び安全・安心の暮らしの実現並びに公益法人、NPO法人その他社会貢献活動を行う団体の健全な発展の促進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(11) 略  
(12) 和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例(平成31年和歌山県条例第16号)の施行に関すること。  
(13) 和歌山県自転車の安全利用の促進に関する条例(平成31年和歌山県条例第17号)の施行に関すること。

(14)～(18) 略  
(19) 和歌山県犯罪被害者等支援条例(平成31年和歌山県条例第15号)の施行に関すること。  
(20) 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)の施行に関すること。

(21)～(30) 略  
 青少年・男女共同参画課・食品・生活衛生課

略

略	略
---	---

(企画部各課の任務及び所掌事務)  
 第17条 企画部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。  
 企画総務課 略  
 文化学術課  
 文化学術課は、文化及び学術の振興並びに私立学校の健全な発展を支援することを任務とし、次の事務を所掌する。  
 (1)～(12) 略  
 (13) 略  
 国際課  
 国際課は、国際交流の促進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(14) 略  
(15) 世界津波の日高校生サミットの開催準備及び運営に関すること。  
 (16) 略  
 調査統計課～人権施策推進課 略

第18条 略  
 2 地域プロジェクト対策室においては、企画総務課の所掌事務のうち、前条企画総務課の項第11号及び第12号に掲げる事務を所掌する。  
 3 世界津波の日高校生サミット推進室においては、国際課の所掌事務のうち、前条国際課の項第15号に掲げる事務を所掌する。

(環境生活部各課の任務及び所掌事務)  
 第19条 環境生活部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。  
 環境生活総務課  
 環境生活総務課は、環境生活政策の総合調整を行い、良好な環境の創出を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(20) 略  
(21) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)の施行に関すること。

(22)～(24) 略  
 循環型社会推進課・環境管理課 略  
 県民生活課

県民生活課は、県民の消費生活における利益の擁護、県民運動の推進及び安全・安心の暮らしの実現並びに公益法人、NPO法人その他社会貢献活動を行う団体の健全な発展の促進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(11) 略

(12)～(16) 略

(17)～(26) 略  
 青少年・男女共同参画課・食品・生活衛生課

略

## 第20条 略

2 南紀熊野ジオパークセンター開設準備室においては、環境生活総務課の所掌事務のうち、前条環境生活総務課の項第22号に掲げる事務（南紀熊野ジオパークセンターの開設準備に関する）に限る。）を所掌する。

## 3 略

4 県民活動団体室においては、県民生活課の所掌事務のうち、前条県民生活課の項第23号から第29号までに掲げる事務を所掌する。

(福祉保健部各課の任務及び所掌事務)

第21条 福祉保健部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健総務課～ねんりんピック推進課 略  
障害福祉課

障害福祉課は、障害者及び障害児の自立と社会参加を推進し、障害者等の福祉の増進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(12) 略

(13) 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の施行に関すること。

(14) アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）の施行に関すること。

(15) ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）の施行に関すること。

(16)～(22) 略

医務課～国民健康保険課 略

薬務課

薬務課は、医薬品等の安定供給と安全性の確保及び薬物の乱用防止を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(5) 略

(6)～(14) 略

(農林水産部各課の任務及び所掌事務)

第25条 農林水産部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

農林水産総務課

農林水産総務課は、農林水産施策の総合調整を行い、農林水産業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(14) 略

(15) 世界農業遺産及び日本農業遺産に関すること。

(16) 中山間ふるさと・水と土保全対策に関すること。

(17) 中山間地域等直接支払制度に関すること。

(18) 多面的機能支払交付金に関すること。

(19) 略

食品流通課 略

農業農村整備課

農業農村整備課は、農業・農村の整備を行い、活力ある農村づくりを図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(12) 略

(13) 略

果樹園芸課・畜産課 略

経営支援課

経営支援課は、農業技術の指導を行うこと並びに農業者の経営体質強化及び担い手の育成を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(10) 略

## 第20条 略

## 2 略

3 県民活動団体室においては、県民生活課の所掌事務のうち、前条県民生活課の項第19号から第25号までに掲げる事務を所掌する。

(福祉保健部各課の任務及び所掌事務)

第21条 福祉保健部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健総務課～ねんりんピック推進課 略  
障害福祉課

障害福祉課は、障害者及び障害児の自立と社会参加を推進し、障害者等の福祉の増進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(12) 略

(13)～(19) 略

医務課～国民健康保険課 略

薬務課

薬務課は、医薬品等の安定供給と安全性の確保及び薬物の乱用防止を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(5) 略

(6) 薬事工業生産動態調査に関すること。

(7)～(15) 略

(農林水産部各課の任務及び所掌事務)

第25条 農林水産部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

農林水産総務課

農林水産総務課は、農林水産施策の総合調整を行い、農林水産業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(14) 略

(15) 略

食品流通課 略

農業農村整備課

農業農村整備課は、農業・農村の整備を行い、活力ある農村づくりを図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(12) 略

(13) 中山間ふるさと・水と土保全対策に関すること。

(14) 中山間地域等直接支払制度に関すること。

(15) 多面的機能支払交付金に関すること。

(16) 略

果樹園芸課・畜産課 略

経営支援課

経営支援課は、農業技術の指導を行うこと並びに農業者の経営体質強化及び担い手の育成を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(10) 略

(11) 農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）

(11)～(18) 略

林業振興課

林業振興課は、森林資源の適正管理及び紀州材の需要拡大対策及び山村の生活環境整備を行い、林業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(31) 略

(32) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）の施行に関すること。

(33) 森林環境譲与税に関すること。

(34) 略

森林整備課～資源管理課 略

第26条 略

2 里地・里山振興室においては、農林水産総務課の所掌事務のうち、前条農林水産総務課の項第15号から第18号までに掲げる事務を所掌する

3 略

(県土整備部各課の任務及び所掌事務)  
第27条 県土整備部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

県土整備総務課～検査・技術支援課 略

用地対策課

用地対策課は、県土整備事業における用地取得の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(7) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）の施行に関すること。

(8) 略

道路政策課～砂防課 略

下水道課

下水道課は、下水道等の污水处理施設の整備を行い、清潔で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質の保全を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 略

(2) 和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成12年和歌山県条例第80号）の施行に関すること。

(3)～(10) 略

都市政策課

都市政策課は、適切な都市計画の運用、良好な景観の形成、都市公園施設の整備等を行うことにより、県土の健全な発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(4) 略

(5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の施行に関すること。

(6)～(14) 略

建築住宅課・公共建築課 略

港湾空港振興課

港湾空港振興課は、港湾、漁港、海岸及び空港の適正な管理運営を行い、交通機能の充実及び地域経済の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(4) 略

(5) 空港法（昭和31年法律第80号）の施行に関すること。

(6)～(9) 略

(10) 略

港湾漁港整備課 略

)の施行に関すること。

(12)～(19) 略

林業振興課

林業振興課は、森林資源の適正管理及び紀州材の需要拡大対策及び山村の生活環境整備を行い、林業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(31) 略

(32) 略

森林整備課～資源管理課 略

第26条 略

2 略

(県土整備部各課の任務及び所掌事務)  
第27条 県土整備部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

県土整備総務課～検査・技術支援課 略

用地対策課

用地対策課は、県土整備事業における用地取得の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(7) 略

道路政策課～砂防課 略

下水道課

下水道課は、下水道等の污水处理施設の整備を行い、清潔で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質の保全を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 略

(2) 和歌山県流域下水道条例（平成12年和歌山県条例第80号）の施行に関すること。

(3)～(10) 略

都市政策課

都市政策課は、適切な都市計画の運用、良好な景観の形成、都市公園施設の整備等を行うことにより、県土の健全な発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(4) 略

(5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号、第52条第1項第6号、第53条第1項第6号及び第56条第1項第2号ニの施行に関すること。

(6)～(14) 略

建築住宅課・公共建築課 略

港湾空港振興課

港湾空港振興課は、港湾、漁港、海岸及び空港の適正な管理運営を行い、交通機能の充実及び地域経済の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(4) 略

(5) 空港整備法（昭和31年法律第80号）の施行に関すること。

(6)～(9) 略

(10) 南紀白浜空港管理事務所に関すること。

(11) 略

港湾漁港整備課 略

(総務県民課の所掌事務)

第36条 総務県民課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) 略  
 (6) 局及び所管区域内地方機関の職員の通勤手当に関すること。

(7)～(25) 略

2 略

(衛生環境課の所掌事務)

第41条 衛生環境課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(4) 略  
 (5) 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。  
 (6)～(8) 略

(林務課の所掌事務)

第47条 林務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(30) 略  
 (31) 森林経営管理法の施行に関すること。  
 (32) 森林環境譲与税に関すること。

2・3 略

(総務調整課の所掌事務)

第51条の2 総務調整課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(22) 略  
 (23) 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の施行に関すること（造成及び景観に係る認定の基準に関することに限る。）。  
 (24) 略

2 略

3 東牟婁振興局新宮建設部総務調整課においては、第1項に規定する事務のほか、近畿自動車道紀勢線（新宮市あけぼのと同市三輪崎の間に限る。）の建設に伴う新宮市との調整に関する事務を所掌する。

(総務用地課の所掌事務)

第52条 総務用地課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(36) 略  
 (37) 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の施行に関すること（造成、太陽光発電設備及び景観に係る認定の基準に関することに限る。）。  
 (38) 略

(管理保全課の所掌事務)

第55条 略

2 略

3 西牟婁振興局建設部管理保全課においては、第1項に規定する事務のほか、南紀白浜空港の管理に関する次の事務を所掌する。

- (1) 南紀白浜空港施設の整備、管理及び運営に関すること（西牟婁振興局建設部建築課の所掌に属するものを除く。）。  
 (2) 南紀白浜空港の利便性の向上に関すること。

(建築課の所掌事務)

第57条 建築課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(12) 略

(総務県民課の所掌事務)

第36条 総務県民課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) 略  
 (6) 局及び所管区域内地方機関の職員の扶養手当、通勤手当、住居手当及び単身赴任手当に関すること。

(7)～(25) 略

2 略

(衛生環境課の所掌事務)

第41条 衛生環境課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(4) 略  
 (5) 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の施行に関すること（林務課の所掌に属するものを除く。）。  
 (6)～(8) 略

(林務課の所掌事務)

第47条 林務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(30) 略

2・3 略

(総務調整課の所掌事務)

第51条の2 総務調整課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(22) 略

(23) 略

2 略

(総務用地課の所掌事務)

第52条 総務用地課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(36) 略

(37) 略

(管理保全課の所掌事務)

第55条 略

2 略

(建築課の所掌事務)

第57条 建築課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(12) 略

(13) 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の施行に関する事(太陽光発電設備に係る認定の基準に関する事)に限る。

(14) 略

2 西牟婁振興局建設部建築課においては、前項に規定する事務のほか、西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内における次に掲げる事務を所掌する。

(1)~(3) 略

(4) 南紀白浜空港施設の整備、管理及び運営に関する事(西牟婁振興局建設部管理保全課の所掌に属するものを除く)。

(任務及び所掌事務)

第162条 工業技術センターは、県内企業の技術力・研究開発力向上に向けた総合的な支援を行い、県内産業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)~(4) 略

(5) 県内企業等の活性化に資する様々な分野での研究開発と成果普及に関する事。

(6) 略

2 略

(内部組織)

第163条 工業技術センターに、次の部を置く。

- 企画総務部
食品開発部
地域資源活用部
ものづくり支援部
化学技術部
薬業振興部

2 企画総務部に、総務管理課及び企画調整課を置く。

(内部組織)

第191条 次の表の左欄に掲げる家畜保健衛生所に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

Table with 2 columns: 紀北家畜保健衛生所, 略; 総務防疫課 衛生指導課 病性鑑定課, 略

第35節 削除

第198条から第201条まで 削除

(13) 略

2 西牟婁振興局建設部建築課においては、前項に規定する事務のほか、西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内における次に掲げる事務を所掌する。

(1)~(3) 略

(任務及び所掌事務)

第162条 工業技術センターは、県内企業の技術力・研究開発力向上に向けた総合的な支援を行い、県内産業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)~(4) 略

(5) 県内企業等の活性化に資するさまざまな分野での研究開発と成果普及に関する事。

(6) 略

2 略

(内部組織)

第163条 工業技術センターに、次の部を置く。

- 企画総務部
食品産業部
生活・環境産業部
機械産業部
化学産業部
電子・材料産業部
薬事産業部

2 企画総務部に、政策調整課及び技術企画課を置く。

(内部組織)

第191条 次の表の左欄に掲げる家畜保健衛生所に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

Table with 2 columns: 紀北家畜保健衛生所, 略; 総務課 防疫課 衛生指導課 病性鑑定課, 略

第35節 南紀白浜空港管理事務所

(設置)

第198条 南紀白浜空港の円滑な管理及び運営を図るため、南紀白浜空港管理事務所を置く。

(名称及び位置)

第199条 南紀白浜空港管理事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

Table with 2 columns: 名称, 位置; 和歌山県南紀白浜空港管理事務所, 西牟婁郡白浜町

(任務及び所掌事務)

第200条 南紀白浜空港管理事務所は、南紀白浜空港の円滑な管理運営を行い、航空の安全を確保することを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 南紀白浜空港施設の整備、管理及び運営に関する事。

(2) 南紀白浜空港の利便性の向上に関する事。

(名称、担当事務及び所管課室)  
 第210条 法令及び条例により設置された附属機関の名称、担当事務及び所管課室は、次のとおりである。

名称	担当事務	所管課室
略		
略	略	略
和歌山県麻薬中毒審査会	略	
和歌山県薬物検討審査会	略	
略	略	
略		
和歌山県農業農村振興委員会	農地、農業用施設等の適正かつ円滑な利活用についての重要事項の調査審議に関する事務	農林水産総務課里地・里山振興室
和歌山県卸売市場審議会	卸売市場法第71条の規定により知事の諮問に応じ県における卸売市場の整備を図るための計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項の調査審議に関する事務	食品流通課

(3) その他任務の達成に必要なこと。

(内部組織)

第201条 南紀白浜空港管理事務所に、次の課を置く。  
 総務課  
 施設課

(名称、担当事務及び所管課室)  
 第210条 法令及び条例により設置された附属機関の名称、担当事務及び所管課室は、次のとおりである。

名称	担当事務	所管課室
略		
略	略	略
和歌山県麻薬中毒審査会	略	
和歌山県毒物劇物取扱者試験委員	毒物及び劇物取締法第8条第1項第3号の規定による毒物劇物取扱者試験の実施に関する事務	
和歌山県薬物検討審査会	略	
和歌山県登録販売者試験委員	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の8第1項の規定による登録販売者試験の実施に関する事務	
略	略	
略		
和歌山県卸売市場審議会	卸売市場法第71条の規定により知事の諮問に応じ県における卸売市場の整備を図るための計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項の調査審議に関する事務	食品流通課
和歌山県農業農村振興委員会	農地、農業用施設等の適正かつ円滑な利活用についての重要事項の調査審議に関する事務	農業農村整備課

略

(所長、課長等)  
第212条 次の表の左欄に掲げる地方機関(振興局を除く。以下この条において同じ。)の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
地方機関	所長(校にあっては校長、場にあつては場長、園にあつては園長、文書館にあつては次長、こころの医療センターにあつては院長、高等看護学院及び産業技術専門学院にあつては学院長、なぎ看護学校にあつては学校長。次項の表において「所長」という。)	略

略

こころの医療センター	略	
	医療相談・連携室	略

世界遺産センター	事務長	上司の命を受け、当該センターの庶務、会計等の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
----------	-----	---

略	略	略
---	---	---

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる地方機関の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		
高等看護学院	教務主幹 総括教務主任	略
略		

略

(所長、課長等)  
第212条 次の表の左欄に掲げる地方機関(振興局を除く。以下この条において同じ。)の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
地方機関	所長(館にあっては館長、校にあっては校長、場にあつては場長、園にあつては園長、こころの医療センターにあつては院長、世界遺産センターにあつては事務長、高等看護学院及び産業技術専門学院にあつては学院長、なぎ看護学校にあつては学校長。次項の表において「所長」という。)	略

略

こころの医療センター	略	
	医療相談・連携室	略

世界遺産センター	事務長	上司の命を受け、当該センターの庶務、会計等の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
----------	-----	---

略	略	略
---	---	---

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる地方機関の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		
高等看護学院	教務主幹	略
略		

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県規則第28号

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則（平成20年和歌山県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第7条、第11条、第16条、第21条関係）			別表第1（第7条、第11条、第16条、第21条関係）		
項目	基準値	測定方法	項目	基準値	測定方法
略	略	略	略	略	略
全シアン	略	規格K0102の38に定める方法（規格K0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法	全シアン	略	規格K0102の38に定める方法（規格K0102の38.1.1に定める方法を除く。）
略			略		
六価クロム	略	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7a）又はb）に定める操作を行うものとする。）	六価クロム	略	規格K0102の65.2に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7a）又はb）に定める操作を行うものとする。）
略	略	略	略	略	略
総水銀	略	環境基準告示付表2に掲げる方法	総水銀	略	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	略	環境基準告示付表3及び排水基準告示付表3に掲げる方法	アルキル水銀	略	環境基準告示付表2及び排水基準告示付表3に掲げる方法
PCB	略	環境基準告示付表4に掲げる方法	PCB	略	環境基準告示付表3に掲げる方法
略			略		
1,2-ジクロロエチレン	略	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トラ	シス-1,2-ジクロロエチレ	略	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

		シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
略		
チウラム	略	環境基準告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	略	環境基準告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	略	環境基準告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
略		
ふっ素	略	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.1c) (注②)第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合に於ては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表7に掲げる方法
略	略	略
1,4-ジオキサン	略	環境基準告示付表 8 に掲げる方法

備考

1～3 略

4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第2 (第8条、第20条関係)

項目	基準値	測定方法
略	略	略
全シアン	略	規格K0102の38.1.2(規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び

		ン
略		
チウラム	略	環境基準告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	略	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	略	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
略		
ふっ素	略	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は34.1c) (注⑥)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合に於ては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表6に掲げる方法
略	略	略
1,4-ジオキサン	略	環境基準告示付表 7 に掲げる方法

備考

1～3 略

別表第2 (第8条、第20条関係)

項目	基準値	測定方法
略	略	略
全シアン	略	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3

		38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は環境基準告示付表1に掲げる方法
略	略	略
六価クロム	略	規格K0102の65.2(規格K0102の65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合には、規格K0170-7の7a)又はb)に定める操作を行うものとする。)
略	略	略
総水銀	略	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	略	環境基準告示付表3に掲げる方法
PCB	略	環境基準告示付表4に掲げる方法
略		
チウラム	略	環境基準告示付表5に掲げる方法
シマジン	略	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	略	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
略		
ふっ素	略	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.1c)(注②)第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略する

		に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法
略	略	略
六価クロム	略	規格K0102の65.2に定める方法(ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合には、規格K0170-7の7a)又はb)に定める操作を行うものとする。)
略	略	略
総水銀	略	環境基準告示付表1に掲げる方法
アルキル水銀	略	環境基準告示付表2に掲げる方法
PCB	略	環境基準告示付表3に掲げる方法
略		
チウラム	略	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	略	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	略	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
略		
ふっ素	略	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は34.1c)(注⑥)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表6に掲げる方法

		ことができる。)及び環境基準告示付表7に掲げる方法			
略	略	略	略	略	略
1,4-ジオキサン	略	環境基準告示付表8に掲げる方法	1,4-ジオキサン	略	環境基準告示付表7に掲げる方法
備考 略			備考 略		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（平成20年和歌山県条例第49号）第26条の規定による届出をした者の当該届出をした土砂等の搬入に係る土壌基準については、なお従前の例による。

和歌山県規則第29号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（平成19年和歌山県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設立の認可申請等)</p> <p>第3条 発起人は、<u>法第63条第1項（法第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、設立の認可を申請しようとするときは、設立認可申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>理事が法第34条第10項ただし書（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）に規定する要件に該当することを証する書面</u></p> <p>(11) <u>発起人が法第59条（法第96条第4項において準用する場合を含む。）に規定する要件に該当することを証する書面</u></p> <p>(12)・(13) 略</p> <p>2 <u>前項の設立の認可を受けた組合は、法第101条第1項の規定により設立の登記をしたときは、当該登記の日から2週間以内に、設立登記完了報告書に登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の設立の認可を受けた組合は、法第64条（法第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。）の設立の認可のあった日から90日を経過しても法第101条第1項の規定による設立の登記を完了で</u></p>	<p>(設立の認可申請等)</p> <p>第3条 発起人は、<u>法第63条第1項（法第86条第3項、第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、設立の認可を申請しようとするときは、設立認可申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>理事が法第34条第10項ただし書（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）に規定する要件に該当することを証する書面</u></p> <p>(11) <u>発起人が法第59条（法第86条第3項及び第96条第4項において準用する場合を含む。）に規定する要件に該当することを証する書面</u></p> <p>(12)・(13) 略</p> <p>(14) <u>漁業生産組合の設立にあつては、法第80条、第81条及び第82条第2項に規定する要件に該当することを証する書面</u></p> <p>2 組合は、<u>法第101条第1項の規定により設立の登記をしたときは、当該登記の日から2週間以内に、設立登記完了報告書に登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>3 組合は、<u>法第64条（法第86条第3項、第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。）の設立の認可のあった日から90日を経過しても法第101条第1項の規定による設立の登記を完了できないときは</u></p>

きないときは、遅滞なく、設立登記未了報告書に理由書を添えて、知事に提出しなければならない。

(設立の届出)

第 3 条の 2 漁業生産組合は、法第 85 条の 2 第 4 項の規定により成立の届出を行おうとするときは、成立の日から 2 週間以内に漁業生産組合成立届出書（別記第 1 号様式の 2）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 法第 82 条の 2 第 1 項の組合員名簿
- (2) 登記事項証明書
- (3) 定款
- (4) 成立時の財産目録（別記第 1 号様式の 3）

(定款の変更の認可の申請)

第 4 条 組合は、法第 48 条第 2 項（法第 92 条第 3 項、第 96 条第 3 項及び第 100 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、定款の変更の認可を受けようとするときは、定款変更認可申請書（別記第 2 号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1)～(3) 略
- (4) 出資一口の金額を減少する定款の変更にあつては、次に掲げる書類
  - ア 法第 53 条第 1 項（法第 92 条第 3 項、第 96 条第 3 項及び第 100 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する財産目録及び貸借対照表
  - イ 法第 53 条第 2 項（法第 92 条第 3 項、第 96 条第 3 項及び第 100 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（法第 53 条第 3 項（法第 92 条第 3 項、第 96 条第 3 項及び第 100 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたことを証する書面
  - ウ 債権者が異議を述べなかつたときはそのことを証する書面、債権者が異議を述べたときは法第 54 条第 2 項（法第 92 条第 3 項、第 96 条第 3 項及び第 100 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する手続を完了したことを証する書面
- (5) 略
- (6) 漁業協同組合が漁業及びこれに附帯する事業を新たに営むための定款の変更にあつては、第 3 条第 1 項第 13 号に掲げる書類

(定款の変更の届出)

第 4 条の 2 漁業生産組合は、法第 84 条の 7 第 2 項の規定により定款の変更の届出を行おうとするときは、変更の日から 2 週間以内に、漁業生産組合定款変更届出書（別記第 2 号様式の 2）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 前条各号（第 4 号を除く。）に掲げる書類
- (2) 出資一口の金額を減少する定款の変更にあつては、次に掲げる書類
  - ア 法第 86 条第 2 項において準用する法第 53 条第 1 項に規定する財産目録及び貸借対照表
  - イ 法第 86 条第 2 項において準用する法第 53 条第 2 項の規定による公告及び催告（法第

、遅滞なく、設立登記未了報告書に理由書を添えて、知事に提出しなければならない。

(定款の変更の認可の申請)

第 4 条 組合は、法第 48 条第 2 項（法第 86 条第 2 項、第 92 条第 3 項、第 96 条第 3 項及び第 100 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、定款の変更の認可を受けようとするときは、定款変更認可申請書（別記第 2 号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1)～(3) 略
- (4) 出資一口の金額を減少する定款の変更にあつては、次に掲げる書類
  - ア 法第 53 条第 1 項（法第 86 条第 2 項、第 92 条第 3 項、第 96 条第 3 項及び第 100 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する財産目録及び貸借対照表
  - イ 法第 53 条第 2 項（法第 86 条第 2 項、第 92 条第 3 項、第 96 条第 3 項及び第 100 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（法第 53 条第 3 項（法第 86 条第 2 項、第 92 条第 3 項、第 96 条第 3 項及び第 100 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたことを証する書面
  - ウ 債権者が異議を述べなかつたときはそのことを証する書面、債権者が異議を述べたときは法第 54 条第 2 項（法第 86 条第 2 項、第 92 条第 3 項、第 96 条第 3 項及び第 100 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する手続を完了したことを証する書面
- (5) 略
- (6) 漁業協同組合が漁業及びこれに附帯する事業を新たに営むための定款の変更にあつては、前条第 1 項第 13 号に掲げる書類

86条第2項において準用する法第53条第3項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告)をしたことを証する書面  
ウ 債権者が異議を述べなかつたときはそのことを証する書面、債権者が異議を述べたときは法第86条第2項において準用する法第54条第2項に規定する手続を完了したことを証する書面

(解散の決議の認可の申請)

第8条 組合は、法第68条第2項(法第96条第5項において準用する場合を含む。)又は法第91条第2項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により解散の決議の認可を受けようとするときは、解散決議認可申請書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(総会の決議による解散の届出)

第8条の2 漁業生産組合は、法第85条の4第2項の規定により解散の届出(法第86条第4項において準用する法第68条第1項第1号の事由により解散した場合に限る。)を行おうとするときは、解散の日から2週間以内に、漁業生産組合解散届出書(別記第5号様式の2)に解散を決議した総会の議事録の謄本及び解散の登記に係る登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(組合員の減少による解散の届出)

第9条 組合は、法第68条第5項(法第96条第5項において準用する場合を含む。)又は法第91条第5項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとするときは、解散届出書(別記第6号様式)に解散理由書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 漁業生産組合は、法第85条の4第2項の規定により解散の届出(同条第1項の規定により解散した場合に限る。)を行おうとするときは、解散の日から2週間以内に、漁業生産組合解散届出書(別記第6号様式の2)に解散の登記に係る登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(破産又は存立時期満了による解散の報告)

第12条 組合は、法第68条第1項第3号(法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)若しくは第4号(法第96条第5項において準用する場合を含む。)又は法第91条第1項第3号若しくは第4号(これらの規定を法第100条第5項において準用する場合を含む。)に規定する事由によって解散したときは、遅滞なく、解散報告書に解散理由書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第9条第2項の規定は、漁業生産組合の法第85条の4第2項の規定による漁業生産組合の解散の届出(法第86条第4項において準用する法第68条第1項第4号の事由により解散した場合に限る。)について準用する。

(組織変更による解散及び設立の届出)

第12条の2 漁業生産組合は、法第86条の9の規定による組織変更の届出を行おうとするときは、遅滞なく、組織変更届出書(別記第6号様式

(解散の決議の認可の申請)

第8条 組合は、法第68条第2項(法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)又は法第91条第2項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により解散の決議の認可を受けようとするときは、解散決議認可申請書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(組合員の減少による解散の届出)

第9条 組合は、法第68条第5項(法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)又は法第91条第5項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとするときは、解散届出書(別記第6号様式)に解散理由書を添えて、知事に提出しなければならない。

(破産又は存立時期満了による解散の報告)

第12条 組合は、法第68条第1項第3号若しくは第4号(これらの規定を法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)又は法第91条第1項第3号若しくは第4号(これらの規定を法第100条第5項において準用する場合を含む。)に規定する事由によって解散したときは、遅滞なく、解散報告書に解散理由書を添えて、知事に提出しなければならない。

の 3) に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 法第86条の3 第1項の組織変更計画
- (2) 前号の組織変更計画を承認した総会の議事録
- (3) 組織変更の登記に係る次に掲げる登記事項証明書
  - ア 組織変更前の漁業生産組合の解散の登記に係る登記事項証明書
  - イ 組織変更後の株式会社の設定の登記に係る登記事項証明書

(合併の認可の申請等)

第13条 設立委員又は合併後存続する組合は、法第69条第2項(法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、合併の認可を受けようとするときは、合併認可申請書(別記第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1)～(5) 略
- (6) 出資組合にあつては、次に掲げる書類
  - ア 法第69条第4項(法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)において準用する法第53条第1項に規定する財産目録及び貸借対照表
  - イ 法第69条第4項(法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)において準用する法第53条第2項の規定による公告及び催告(法第53条第3項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。))の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたことを証する書面
  - ウ 債権者が異議を述べなかつたときは、そのことを証する書面、債権者が異議を述べたときは、法第69条第4項(法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)において準用する法第54条第2項に規定する手続を完了したことを証する書面
  - エ 略

- (7) 合併によつて組合を設立する場合にあつては、次に掲げる書類

ア 略

イ 設立委員が法第70条第1項(法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)に規定する要件に該当することを証する書面

ウ・エ 略

オ 理事の構成が法第70条第2項(法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)において準用する法第34条第10項本文に規定する要件に該当することを証する書面

カ 略

- 2 前項の合併の認可を受けた組合は、法第107条の規定により合併の登記をしたときは、当該登記の日から2週間以内に、合併登記完了報告書に登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(合併の認可の申請等)

第13条 設立委員又は合併後存続する組合は、法第69条第2項(法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、合併の認可を受けようとするときは、合併認可申請書(別記第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1)～(5) 略
- (6) 出資組合にあつては、次に掲げる書類
  - ア 法第69条第4項(法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)において準用する法第53条第1項に規定する財産目録及び貸借対照表
  - イ 法第69条第4項(法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)において準用する法第53条第2項の規定による公告及び催告(法第53条第3項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。))の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたことを証する書面
  - ウ 債権者が異議を述べなかつたときは、そのことを証する書面、債権者が異議を述べたときは、法第69条第4項(法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)において準用する法第54条第2項に規定する手続を完了したことを証する書面
  - エ 略

- (7) 合併によつて組合を設立する場合にあつては、次に掲げる書類

ア 略

イ 設立委員が法第70条第1項(法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)に規定する要件に該当することを証する書面

ウ・エ 略

オ 理事の構成が法第70条第2項(法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)において準用する法第34条第10項本文に規定する要件に該当することを証する書面

カ 略

- 2 組合は、法第107条の規定により合併の登記をしたときは、当該登記の日から2週間以内に、合併登記完了報告書に登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(合併の届出)

第13条の2 漁業生産組合は、法第85条の5第3項の規定により合併の届出を行おうとするときは、合併の日から2週間以内に、漁業生産組合合併届出書(別記第7号様式の2)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 前条第1項第1号から第5号までに掲げる書類
- (3) 出資組合にあつては、次に掲げる書類
  - ア 法第86条第4項において準用する法第69条第4項において準用する法第53条第1項に規定する財産目録及び貸借対照表
  - イ 法第86条第4項において準用する法第69条第4項において準用する法第53条第2項の規定による公告及び催告(法第86条第2項において準用する法第53条第3項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたことを証する書面
  - ウ 債権者が異議を述べなかつたときは、そのことを証する書面、債権者が異議を述べたときは、法第86条第4項において準用する法第69条第4項において準用する法第54条第2項に規定する手続を完了したことを証する書面
  - エ 前条第1項第6号エに掲げる書類
- (4) 合併によつて設立した組合の場合にあつては、次に掲げる書類
  - ア 前条第1項第7号ア、ウ、エ及びカに掲げる書類
  - イ 設立委員が法第86条第4項において準用する法第70条第1項に規定する要件に該当することを証する書面

(役員等の選挙又は選任の報告)

第16条 組合(漁業生産組合を除く。次条から第20条までにおいて同じ。)は、法第34条第4項又は第9項(これらの規定を法第52条第5項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により役員を選挙し、又は選任したときは、当該選挙又は選任の日から2週間以内に、役員選挙・選任報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)~(5) 略

2 略

(総会等の終了の報告)

第19条 組合は、総会等が終了したときは、当該終了の日から2週間以内に、総会等終了報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 総会等において法第48条第1項第6号(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)に規定する事項の議決を行った場合にあつては、業務報告書

2 略

(書類の経由及び提出)

第26条 略

2 前項の書類の提出部数は、第3条第1項及び第3条の2に規定する書類にあつては正本1通

(役員等の選挙又は選任の報告)

第16条 組合(漁業生産組合を除く。第17条、第18条及び第20条において同じ。)は、法第34条第4項又は第9項(これらの規定を法第52条第5項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により役員を選挙し、又は選任したときは、当該選挙又は選任の日から2週間以内に、役員選挙・選任報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)~(5) 略

2 略

(総会等の終了の報告)

第19条 組合は、総会等が終了したときは、当該終了の日から2週間以内に、総会等終了報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 総会等において法第48条第1項第6号(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)に規定する事項の議決を行った場合にあつては、業務報告書

2 略

(書類の経由及び提出)

第26条 略

2 前項の書類の提出部数は、第3条第1項に規定する書類にあつては正本1通及び副本1通と

及び副本 1 通とし、その他の書類にあっては正本 1 通とする。

し、その他の書類にあっては正本 1 通とする。

別記第1号様式中「第86条第3項において準用する第63条第1項、」及び「漁業生産組合、」を削る。  
別記第1号様式の次に次の2様式を加える。

別記第1号様式の2 (第3条の2関係)

漁業生産組合成立届出書

年 月 日

和歌山県知事

様

所在地

組合名

代表者職氏名

印

水産業協同組合法第85条の2第4項の規定により漁業生産組合の成立について、関係書類を添えて届け出ます。

別記第1号様式の3 (第3条の2関係)

## 財産目録

当組合の成立時の所有財産は下記のとおりです。

## 不動産の部

所在・地番	地目・種類	地積・床面積	備考

## 機械設備の部

名称	所在	備考

## 預金の部

金融機関	金額	備考

## 出資・株式の部

種別	出資先・銘柄等	数量 (口・株)	備考

## 負債の部

金融機関	金額	備考

別記第2号様式中「第86条第2項において準用する第48条第2項、」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第2号様式の2 (第4条の2関係)

漁業生産組合定款変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

組合名

代表者職氏名

⑩

当組合は、定款を変更したので、水産業協同組合法第84条の7第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

別記第5号様式中「第86条第4項において準用する第68条第2項、」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第5号様式の2 (第8条の2関係)

漁業生産組合解散届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

組合名

清算人氏名

⑩

本組合は、 年 月 日開催の通常(臨時)総会において、解散の決議を行い、解散  
しました。

つきましては、水産業協同組合法第85条の4第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

別記第6号様式中「、漁業生産組合」、「第86条第4項において準用する第68条第4項、」及び「第86条第4項において準用する第68条第5項、」を削り、同様式の次に次の2様式を加える。

別記第6号様式の2 (第9条関係)

漁業生産組合解散届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

組合名

清算人氏名

⑩

本組合は、水産業協同組合法第85条の4第1項の規定により解散しました。

つきましては、同条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

別記第6号様式の3 (第12条の2関係)

組織変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

組合名

代表者職氏名

印

当組合は、組織変更したので、水産業協同組合法第86条の9の規定により関係書類を添えて届け  
出ます。

別記第7号様式中「第86条第4項において準用する第69条第2項、」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第7号様式の2 (第13条の2関係)

漁業生産組合合併届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

組合名

代表者職氏名

印

当組合は、合併したので、水産業協同組合法第85条の5第3項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第15号

農 林 水 産 部

和歌山県農林大学校

和歌山県農林大学校（林業研修部及び就農支援センターを除く。）に勤務する職員の勤務時間等に関する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県農林大学校（林業研修部及び就農支援センターを除く。）に勤務する職員の勤務時間等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県職員服務規程（昭和63年和歌山県訓令第6号）第3条第6項の規定に基づき、和歌山県農林大学校（林業研修部及び就農支援センターを除く。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間等について定めるものとする。

(職員の勤務時間等)

第2条 職員の勤務時間及び休憩時間については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 勤務時間は、休憩時間を除き、午前9時から午後5時45分までとする。
- (2) 休憩時間は、午後零時25分から午後1時25分までとする。

第3条 校長は、業務の都合上やむを得ない場合には、前条に規定する日の勤務の開始時刻及び終了時刻を変更することができる。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。